

市第5号議案 横浜市行政不服審査条例の一部改正

1 改正趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が、平成30年5月30日に公布（令和元年7月1日から施行）され、法令から引用している文言を改正する必要があるため、横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号。以下「本市条例」といいます。）の一部を改正します。

2 改正箇所

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定では、審査請求人が、処分庁から提出された書類等の写しの交付を受ける場合、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています。

本市条例では、別表において手数料の額を定めていますが、同表中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法令から引用している文言を改めるものです。

別表（第2条）

種 別		金 額
日本工業産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
	カラー	1枚につき 50円
日本工業産業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額

3 施行期日

令和元年7月1日